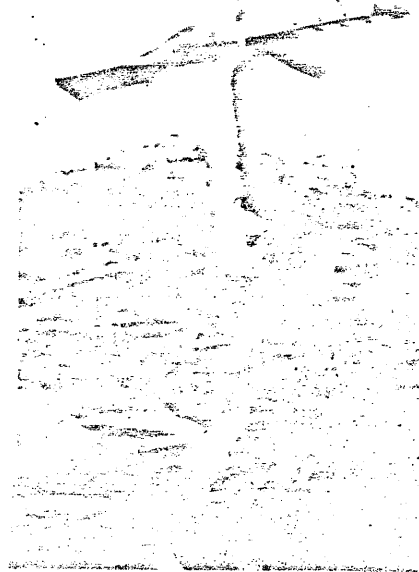


12 ☆ 11

京都竹本氏救援連絡会議

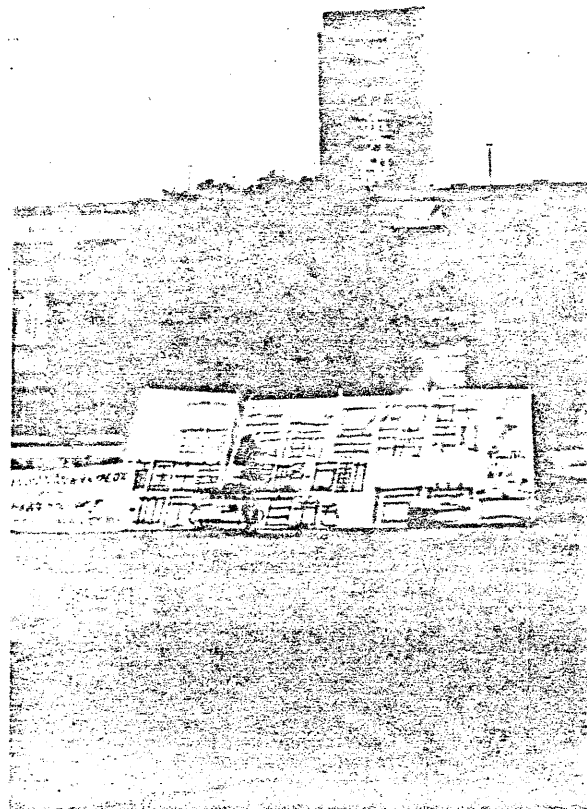
結成集会

決意したことを実行したこと
心に算盤が通ったこと



（紫田勝紀氏）

（千田智之氏）



基調報告

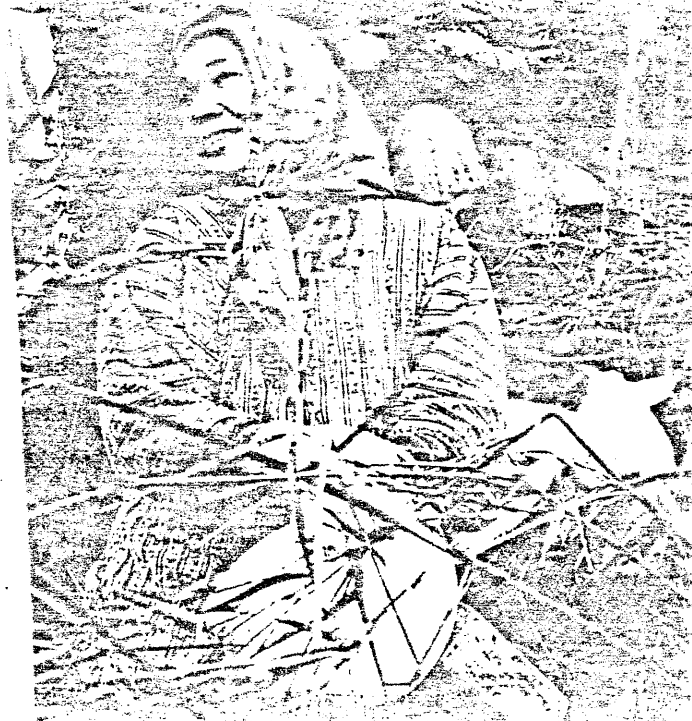
報告・アピール

“滝田修と共にこの12年間考えたこと”

“パルチザン全史—パルチザンの斗いと滝田修”

連帯のアピール

活動方針・行動提起



基調報告

20
15
10
5
この集りに参加された皆さん！
全国のさまざまな方々が集ったなかで、この集りにこの集りを命じてくださったという友人の皆さん！

5
私たちが「きょう、ひとりのささやかな運動をともに始める」というまぶら、ようやく到達することかどきました。

10
八月八日に滝田修三竹本信弘氏が川崎市で逮捕されて以来、私たちが何人かが討論をかたけ、滝田竹本氏の今後の公判闘争の支援と、私たち自身の生みの縁持とを、どのように行なっていくべきかを、話しあうことをしました。

15
そして、九月二十日には、「竹本氏とも」にもこの十二年を振り返ろう！と題する「竹本氏救援連絡会」への呼びかけも起草して、具体的な救援活動の準備にとりかかり、さまざまの問題ととりくみ、いそいで友人諸見様に私たちがともにこの活動を担ってくださるよう、厚講しました。すくに東京で結成された拘留中の竹本氏への差し入れや面会、弁護士の皆さんとの連絡、公判への準備、それらの仕事のための資金カンパなども、困難な状況のなかで精力的な活動を開始している「滝田事件」救援会「とも」緊急連絡会も立ち上げ、東京の地でも遠征し、竹本氏の友人たちを呼びよせて、「竹本信弘救援会」と協力しながら、「朝露自治会」救援会「なるフレームアップ」事件と対決していく私たちの方針を、模索してまいりました。こうして、きょう、最後の準備と最初の実践のため、ここに討論と交流の場をもつことになったのです。

20
15
10
5
当初から私たちが、ともに基本的な原則として実践してきたのは、このフレームアップ事件は決して竹本氏個人への弾圧があるにすぎない、ということとです。これは、そもそも「事件」発生当時から、竹本氏にたいする全国指名手配、さらには竹本氏誘拐後にマスコミを通じてくりこみ、つづられた「救急派」組織「キャンプ」メンバーの「救急派」見直し

20
15
10
5
「まわって明らかです。埼玉県警を走狗として権力が裏切っているのは、一九六〇年代後半以降の新しい尖鋭的反権力闘争の浪そのものを根絶することであり、その闘争の基礎でありかつ生命線である民衆と、もつとも皮肉的にたたかう野合とも、決定的な判断することです。連合赤軍のたたかい、東京で丁反日武装戦線の軌跡、各地の破防法・路乱罪事件、「三里塚の長い闘争」、反公害・反原発の諸地域闘争、等々、必然的に噴出したさまざまなたたかいを、それらがたがわれぬように、なかにさまざまな根柢をそのまも温存しつつ、「いやむしろますます肥大させて、なんぞな「犯罪」として葬り去ることが、権力の至上命令なのです。竹本氏への、そして権力が竹本氏の支援者と目した人びとへの、なかりかまわぬ法的弾圧も、こうしてたがいにやまれぬ闘争にたいする、権力の創のこのまも止むにやまれぬ反撃にはかなりません。私たちは、したかっ、個別竹本氏へのたたかい

20
15
10
5
と、氏の今後の延滞闘争を支援しようとする個別たたかひの試みとが、同時にたたかひ、こうした弾圧構造そのものに対するたたかひ、とならざるをえないことを、はっきりと認識しておきたいと思っております。

5
残念ながら、余芝園運動をはじめとする新しいたたかひの中から生まれた七〇年代の一連の闘争は、権力の弾圧と、人びととの結ぶつきを何としても阻止しようとする権力の上作のため、ほとんとすいつ、未念のままに終り、その終結はさしあたり獄中や法廷でのたたかひとしてなされるべきなない現状です。しかし、さうであること、私たちが、このような終結をたがひおさるべきなかつた私たちは自身の歴史を、私たちが自身の手記、さらし終結し、過去を現在と結ぶ、現在も未来へと向いていかへけたりませぬ。「法」の名によつて権力がなそうとしている終結に、私たちが自身の終結を討ち、獄中と獄外も、さらし「闘争」を命令おさえ、さらに武器とし

20
15
10
5
No. 3

素友会館にお集まりの皆様、こんにちは。遠く浦和の拘留所よりご挨拶を申し上げます。

およそ11年前に酒行生活に入って以来、反権力抗争(逃走)の故とはいへ、言うに言われぬ迷惑と損失をおかけして下さることを、まずもって深くお詫びいたします。

そのうえで申し上げなければならぬのは、いまなお抑えて抑えがたき官憲への怒りについてあります。とりわけ二次にわたる竹本刃分粉砕抗争において、経済学部と時計台官憲を中心とした京大当局は、曰共民権を秩序防衛隊とし、直傍には機動隊の学内導入によって、学友諸君に苛烈な暴力を加え、数多くの犠牲者を出しました。

また藤玉県Kをはじめ全国のK寮は、私の捜査追及のためと称して、逮捕、暴行、尾行、カサ入れ、固さ込み、任意同行など、ありとあらゆる弾圧の手くねを駆使し、学友諸君、いわゆる造反教官の方から、旧友の誰彼はもとより、直接面識のない人びとをささ之襲ひ、その生活を迫害し破壊してまいりました。

なかでも松下昇氏への弾圧は、年来のツケをまとめて支払うがごとき報復攻撃で、人をして震憾せしめるものがあつたと聞いております。

しかもこれらの弾圧は、私の出身地である京都・大阪のみならず、逃亡先を追つて南東一円から全国に及びました。こうなると問題は、私一個の怒りとか、私の怒りへの同調とか、のレベルを遙かに超えてしまつてきます。わが身に弾圧を被つた一人ひとりの人の心に、具体的な怒りがあるからです。

怒りには、じつと我慢すべき怒りもありませんし、世のたぬ人のたぬめ爆発させたいほうがよい怒りもあります。この際の怒りは、いつまでもなく後者です。ところが、その怒りを怒りとしてそのまま表現できれば文句はないのですが、敵の弾圧は例外なく、体制の総力、制度と装置のすべてを動員してやっています。しかも各個重破のかたちで打ちおろしてきます。これをあのがじし反撃するのは、容易なことではありません。そこでやめよと怒りは表現の場を見い出すことができません。腹ふくらむ思ひばかりなつたり、焦々が昂じます。それはかりではありません。

内政し、不平不満の因となり、心中深く怒みを結ぶことにもなります。(いずれにせよ、これでは疎なことがありません。身心の健康さえ害なう模れがあります。だから、怒りにはがちなける工夫が要りますし、怒みがある場合はそれをも、~~必~~必晴らしてしまわなければなりません。

要するに一言でいへば、私たちは総力を

さあはて、この10年の権力犯罪を白日のもとに曝し、断罪しなければならぬ、ということです。

言ひ換へると、私はけつして裁かれるのではないといふことです。裁かれるのは「被告」の私ではありません。身に覚えのない濡れ衣を着せられた私、甚大な被害を被つたあなた、そして私たちの友人たちこそ真正正銘の被告であること、これが来たるべき裁判の大前提であること、このことを銘記してほしいと思ひます。

この10年向、といつても併にひどかつたのは初めの二三年をいいますが、いわゆる過激派破壊作戦のなかで私は、ありとあらゆる罵詈雑言を浴びせられつた。思い出すまじき辱はてみますと、朝霞事件・K視聴監公舎爆破未遂事件の黒幕、テルアピア事件の指導者、爆弾抗争の煽動者、過激派の教祖、思想なき野合集団の首領、極右的極左、暴力主義者、気の弱いインテリ革命家、狂気集団の徒、凶悪犯、異端者、道楽革命家、国民の敵、正義の敵ならざる者、無類の徒、などいくらでもあります。これらの汚名は、ポルノやカクセイ剤やオナナなどの薬味をふりかけて全国に報道するわけですから、本人の私にはまいったものではありません。

そのほか併別手配だ、強化月面だ、アパート・ローラー作戦だ、といつて、あたり構わす写真を貼つたりバラまいたり、一争が万争の調子で、まさに字義通り十年一回のごとき弾圧でした。

その向、私の人格なんぞ、どぶにぶち投げて、踏んつけて、その上から小使をジャアジャアといつて扱ひです。敵はそれで飽き足らないとみえ、まだこのうへに追害しようといつてわけです。私は教祖とか黒幕とか、革命家とか思想家などといふ大げさな人種ではなく、それは10年前も今も少くも変わつておりません。残念ながらそれだけの実力と権力がなかつたのであつて、それは誰かが知つていふことです。

しかか敵の立場ならいへば、教祖であつたかたが、革命家であつてもなかつても、いづつに構わぬのです。要するに、意田ごと竹本なる男は教祖ないし黒幕ないしならず者としようことになつていふのであり、そのいふことになつてあるのなら、そのイケニエの羊野郎をスチンセバ事足りるわけですよ。

藤玉県KのK寮官は取調べの中でよく言つたものです。「滝田よ、オマエは義理と人情の男なんぞさ。男らしく10年前の始末をつけるべきださ。」「オマエの言つたことを聞くよつた大学生は一人もいないださ。時代が変わつたんだ。オマエはワァワァ騒いだんだから、自分で幕を引くんぞ。」「自分の責任をとれないのなら、はじめてから人殺しなんか

するんじゃないださ。」「オマエはならず者なんだから、ならず者らしく、カクセイをつけずじつづいていませう。」等々。黙つていると調子にのつて、いくらでも怒鳴ります。男らしく、人面らしく、じゃくじゃく潰れるなり、とにかく10年前の「あの時代」の幕を引くんぞ、この野郎。といふことです。

「らしく」といつても、そのもの観念にのつて詭詐なちなうのですから、詔は通じません。となると、あとは桐嶋と侮弄あるのみです。なんとしてでも自決(屈辱証文)を迫り、上申書(詫言証文)を書かせようといふことです。

だが、そんな思惑にも等しくK官のオビシクらいで、10年前の「あの時代」を反古にできることは、いくらなんでも冗談でしょう。六七年から七一年にかけてのあの正史的な教訓の日々、支配者と被支配者との恐怖と悪夢以外のなにものでもなかつたあの歳月は、すでに人民の血肉となつていからであり、いまも私たちの中に生き続けられているからです。

時はすでに、なつてのような高度成長の時代ではありません。先行せず、暗な低成長時代へと突入して行きます。支配階級の危機意識もいや増しに高まつていっている。その態様をみていると、あなたも新たな戦争準備に入りつつあるかのような、興奮体制づくりの息づかいが之感じられます。

誰彼の区別なく私たちのせむしが、目をいっけいと思南にたまたま奈落へ突っ込んで行こうとこころが思ひます。ソクツと背筋は寒いものが走る感じです。たとへば、監獄二法の改悪、死刑求刑、死刑判決の連打などに見られる、司法のファシシヨ的再編。大阪府Kに象徴されるK寮の鶴発と強権化の同時進行。など、いまひとつの悪夢の南幕を知らせている。——さういふ気がしてなりません。

私の裁判はまさにさういふ情勢のなかでゆわれようとしていきます。さうでなくとも一般に、この国の裁判制度のもとでは、いかに無実であつてもそれを無罪判決にするのは容易でなく、事実と判決とは無関係でさへある、と言われます。ゆえに、争奪の展開は予断を許しません。こつこつ時はやはり原則に立ち帰つて、そこで踏んぱり、頭を上げて産み返したいと思ひます。

「K寮がどんなに強大であつたとしても、かれらは亡びゆく支配の侍僕でしかない。——オマエが刑事であり検査であること自体が、オマエの否定性であり、オマエの力を奪うものであり、オマエは必ずオマエに勝つ(反権闘争)。水戸敬)ともにはカンパロウ。」

滝田・武装斗争派関係年譜

一九六九年

- 1.18 東大安田講堂攻防戦
神田カルテラタン
- 4.28 沖縄斗争(破防法適用)
- 6.15 ハネ十二派共斗結成
- 7.28 共産同赤軍派結成
- 8.3 大学臨時措置法抜打採決
- 9.5 全国全共斗結成大会
- 10.24 才八九機動隊舎爆破未遂
- 11.1 アメリカ文化センター爆破未遂
- 11.5 大菩薩峠赤軍派軍事訓練
- 11.16 佐藤訪米阻止斗争

一九七〇年

- 3.31 45号H.J斗争
- 6.23 日米安保条約自動延長
- 7.7 蘆溝橋事件三三周年記念—華青斗争告発
- 7.19 北海道警署爆破
- 12.18 革命左派上赤塚交番襲撃(柴野氏射殺)
- 12.26 沖縄コサ暴動(騒乱罪)

一九七一年

- 2.17 革命左派真岡銃奪取斗争
- 2.22 三里塚才一強制代執行
- 4.8 反戦自衛官決起
- 6.15 沖縄斗争激化
- 6.17 明治公園、鉄パイプ爆弾斗争
- 6.17 沖縄協定調印

7.15 連合赤軍結成

8.7 警視総監公舎爆破未遂

8.15 札幌金交換時停止(札幌・ニッコウ)

8.22 朝霞陸上自衛隊駐屯地で自衛官射殺

9.16 三里塚東峰十字路戦斗

10.18 白石地下郵便局で小包爆発

11.10 沖縄ゼネスト

11.19 波谷暴動・日比谷暴動

11.16 朝霞事件で菊井・島田逮捕

12.18 土田警視庁警務局長宅で小包爆発

12.24 新宿追分署ヨリ爆弾爆発

12.29 警視庁忍1107作戦開始

一九七二年

1.2 竹本信弘氏全国指名手配

2.2 ニクミン討中

2.29 あさま山荘銃撃戦

3.27 連合赤軍「同志殺」発覚

4.6 鶴見総持寺納骨堂爆破

5.14 火炎ビン法発効

5.15 琉球処分沖縄併合

5.30 イスラエル・リビダ空港斗争(奥平・安田戦死)

8.4 相模原米タンベトナム輸送阻止斗争

9.5 アラブテリラミンハン五輪村へ突入

10.23 北海道、凡雪の群像、アイヌ文化資料室、爆破

一九七三年

1.11 経済学部「分限免取処分」上申

1.16 前田総長 評議会に処分付議

1.27 ベトナム和平協定調印

3.1 パレスチナゲリラ、サウジアラビア米大使館占拠

4.27 ウォーターゲート事件

才次竹本処分紛争

7.20 日本赤軍 日航四回便H.J. (爆破)

8.8 金大中氏 都内ホ元より拉致

9.11 テリビ軍事クーデター
10.16 才次石油ショック

一九七四年

1.30 日本赤軍 ミカポル・ニル基地攻撃

7.15 日航機名古屋上空でH.J.

8.30 東アジア反日武装戦線 三菱重工業本社爆破

9.13 日本赤軍 ハーグ大使館占拠

10.14 三井物産本館爆破

10.31 狭山差別裁判 東京高裁ニ審無期判決

11.11 田中ロキード疑獄表面化

一九七五年

2.28 反日武装戦線 向組本社ビル及び大宮工場爆破

4.30 ベトナム完全解放

5.4 反武装戦線 向組江戸橋鉄橋工事現場爆破

5.7 公務協スト権奪還 九六時間スト

6.25 釜井斗船本河治氏沖繩で焼身死起
5.19 反日武装戦七名逮捕(有藤和氏自決)

8.4 日本赤軍 クアラルンプールの米大使館占拠
(板東氏ら五名解放)

9.30 天皇訪米阻止斗争

11.15 才一回サミット会談

一九七六年

3.2 北海道庁爆破

才次竹本処分紛争

9.9 毛沢東死去

一九七七年

2.1 竹本処分審査評議会再開

2.23 同学会委員長不当逮捕

4.28 竹本処分紛争200名集会

5.6 三里塚岩山鉄塔撤去

6.18 竹本処分限免取処分

6.30 高裁判決・菊井懲役15年・新井14年
島田12年・吉田8年(確定)

8.9 狭山差別裁判最高裁上告棄却

9.29 日本赤軍 日航機H.J.ガッカ斗争(奥平氏ら六名解放)

一九七八年

3.26 成田管制塔突入占拠斗争

一九七九年

1.1 米中国交回復

2.1 寸又二師 123帰国

2.17 中国軍ベトナム侵攻

3.27 才次石油ショック

2.3.3月 三度にわたる全国一斉捜査続く

10.26 朴大統領暗殺

11.4 123米大使館占拠

12.25 ソ連アガン侵攻

一九八〇年

6.20 埼玉県警「強盗致死罪」容疑者指名手配時効延長

9.1 ホーランド「連帯」結成

一九八二年

8.8 竹本氏・奥沢氏逮捕

8.28 合田寅彦氏逮捕

9.6 高松修氏逮捕

12.23 竹本氏才一回公判

いわゆる「朝霞事件」について

(一) 時代背景

一九七二年八月二十一日、自衛隊朝霞基地で一人の自衛官が刺殺され、現場には「赤衛軍」と自く抜かれた赤ヘルメットと「戦闘宣言」が残されていた。ビラには「日本の米軍、自衛隊、反革命に対する公基地襲撃銃器奪取闘争」を突破口として圧倒的な非合法遊撃戦に突入したことを、ここにすべての労働者・農民・学生、被抑圧人民に宣言し」との「闘い」の目的が自衛隊基地から銃器を奪取することにあつたことが明らかにされている。そして、「赤衛軍」と共に武装斗争に決起することが呼びかけられていた。

六〇年代後半からの階級斗争の高揚とその行詰り、斗いの質的転換が迫られていたこの時代、12・8上赤塚公舎襲撃、銃奪取、12・17真岡銃奪取斗争、連続資金徴発斗争、ユーズマイト奪取斗争等々の前段的な斗いを経て、緊迫する沖縄斗争、三里塚決戦を迎え撃つべく大衆武装が開始されていた。6・17明治公園に於て、鉄パイプ爆弾が炸裂し、9・16三里塚東峰十字路戦闘、十一月沖縄ゼネストへと大衆的武装決起が組織され、権力中枢への攻撃が叫ばれはじめた。そんな折から「赤衛軍」による反自衛隊武器奪取斗争は起るべくして起つたという印象を多くの人達に与え、その「斗い」に何ら不自然さを感じることはなかった。

(二) 「事件」経過

いわゆる「朝霞事件」とは、一九七二年八月の「練馬米軍グラウンドハイツ武器奪取未遂」斗争

(八月十四日)「世田谷北沢公舎襲撃未遂」斗争(八月十五日)と「朝霞基地襲撃、銃器奪取未遂」(実際は自衛官刺殺)斗争の総称で、日大哲芸研及び元自衛官グループを中心とする「赤衛軍」の闘いであった。

が、現場に残された勇しい「戦闘宣言」とは裏腹に「日本共産党赤衛軍」という組織が誕生してから一ヶ月たらずの組織的体裁すらもとに整っていない。「朝霞基地襲撃、銃器奪取」斗争だけを目的として結成されたと思われ様のない急造軍団にすぎなかったことが、次に明らかになってきた。自らの斗いの重みに耐えるには、余りにも脆弱な主体と思想では「権力」と立ち向い続けることは困難で、百戦錬磨の「権力」に翻弄され、屈服に追い込まれたのは、想像に難くない。背の丈程にも積み上げるといわれている「菊井調書」を「権力」との共作と批難するのではなく、菊井氏と我々の敗北の遺産と受けとめなければならぬ。この敗北の結果、「朝霞基地襲撃、銃器奪取斗争」は「朝霞自衛官殺害事件」という殺人事件に転化し、責任のなすり合いと権力の面前で演じるという破目に陥ち入り、「真犯人」問題とからまって敵と味方の区別すらつかない最悪の状況にはまってしまう。

「赤衛軍」は実を結ぶことなく幻と化し、この「事件」はその指導者・菊井良治の位置・恩威をはるかに超えて、七〇年代治安弾圧に格好の口実を与え、竹本氏や「過激派」狩りに徹底して利用されることとなった。

とりあえず、ここでは「潜行—赤衛軍の幻」

(穂坂久仁雄)「朝霞自衛官殺害」事件

只今暴露中・中岡奉告」(山口百恵男)に依りて事件の荒筋に触れておく。

一九七二年四月十三・四日頃 大阪於て、竹本氏と菊井氏
(京安安保共闘の梅本と潜称)は朝日新聞記者を媒介に接触

以降十回程 東京、大阪、京都、名古屋で接触し、血盟を固める。その中で、三里塚・沖繩斗争を軍事暴力による遊撃戦争として主体的に担い、徹底的に闘うこと。赤衛軍として軍隊を創設し、武器奪取と爆弾による戦いを開始していくことを確認。

七月上旬 菊井氏、元日大生広田より反戦自衛官との接触を誘われる。

七月下旬〜八月上旬 名古屋、大阪、東京に於て自衛隊基地、交番等の襲撃、武装奪取を「謀議」。(竹本氏を含む複数者出席)

八月十二日 帝國ホテルにて最終「謀議」(菊井、新井、島田、安藤、宗像、広田、篠塚出席)

八月十三日 練馬米軍クラブドメイン所襲撃(未遂)

八月十四日 朝霞自衛隊基地襲撃(未遂)

八月十五日 世田谷区赤堤警視庁北沢警察署七軒町派出所襲撃(未遂)

八月二十日 朝霞自衛隊基地襲撃―銃器奪取斗争(未遂)―場自衛官刺殺)

十月五日 週刊フレイボーイ「赤衛軍幹部(菊井)単独会見」(10・9)

十一月十六日 菊井良治、少年S逮捕

以上の「日本共産党赤衛軍」のあいたちと闘いの概略である。赤衛軍の闘いは、その組織実態、闘いの位置付け、計画の拙劣さにも拘らず、沖繩―三里塚決戦に立ち向わんとする全共闘系活

動家の気分をそれなりに反映したものであった。赤衛軍を厳然とした非合法の革命党とさえ考へなければ、全国各学園に散在した全共闘軍団の一つの背のびした闘いであったと理解すれば、合点のいく問題である。「朝霞事件」をめぐる種々の憶測と「斬罪」だけでは、例えそれが事実だったとしても、コトの本質に近づくことは出来ないだろう。赤衛軍の闘いは、あの時代の我々の闘いの質、主客の攻防関係を赤裸々に物語っており、問題は、「この事件」の結末のつけ方のまぶさで、如何なる観点から総括するのかに全この鍵がある。

土地にはさへあたり草は生いすつていなくなつても仕舞ひ。
しかし、野草といふものは、踏まれば踏まぬほど刈ら
れれば刈らぬほど、何れもその強と青さを、生まつつけ
繁茂するものである。

3. 深く広い反弾圧の流れを

— 今後の活動に向け —

当局は竹本・滝田氏を「強盗致死」の「女謀害正犯」として起訴した。初公判は来る十二月二十日、湘南地裁で開かれ、以後、一月に一度、二月に二度、三月には五度の公判が予定されている。三月に集中して行なわれるのは、女犯とされる菊井良治氏(幾曾十五年服役中)に対する検察側の証人詢問がなされるためである。六十年代闘争のなかから生まれ、滝田修、氏の闘争は、今後、法廷で新たな経緯を刻みだすであろう。

しかし、「つむぎ」闘争事件に對して向野となるのは、個別「滝田修」や、あるいは「菊井証言」の「評価」にたいしての決りではない。向野といふのは、全女闘運動の六十年代から、爆弾闘争と全面的弾圧の七十年代、さらには八十年代の今日にいたる日本の先端的な諸闘争そのものあり、それら諸闘争と、日本の市民社会に生かす入向せよの闘争のありかたそのものである。すなわち、この闘争を担った部分に對して現状からいふと、この闘争は、強盗・攻撃に、我ががどうせや向かるといふかたの向野である。「滝田追討」に對して共同の有効な反撃がなされなかつたことは、さてもさへいふと、かなりの理由がある。しかし、公然と竹本氏のことが「誇れるもの」になつた状態の中で、我々は、竹本氏の支援者として、討論会などから「討論」してこつてゐる。当局が竹本氏を起訴したのは「朝霞」の一件に對してだけである。しかし、我々にとつて、向野は、その一件であることにはならず、特殊「竹本氏」一人にあることではなからう。さうして、いかに命を奪はれた獄中の「被害者」を、さへいふと、多くの友人たちとの「闘い」も、それらの人々に對する弾圧、そのさらさらの弾圧を、我々の闘いの諸支援組織は、個別のものに、あつて、しかも個別のものではない。我々は、これら個別の、しかも女有るものへの闘いや、試みも、我々自身の貴重な体験として、我々自身のパートナーとして、我々自身の女同様な者としてある。竹本信弘、滝田修、氏の裁判闘争の支援というべきは、我々の「闘い」も、さういふ「視点」を、扱つてはなされなかつた。我々自身は、この「闘い」と

いふのが、我々の基本的な考え方である。全国の子やまな運動のなかで、あるは個人のたたかひのなかで、非国民「や」過激派の「レ」に抗して、現実と立ち向かつてゐる未知の友人たちが、我々の「救援連絡会」に、その体験を命をこめて語り、我々は希望する。

京都・竹本氏救援連絡会議 活動提起(案)

- 一、竹本氏公判闘争の支援
傍聴、その報告など
- 二、資金カンパ活動
弁護士費用、調書のコピー、差入れその他に必要資金カンパ活動の一環となる。
- 三、「通信」の発行
裁判経過の報告、理論的作業などを「通信」に掲載し、定期的な発行。定期購読者をのぞく。
- 四、連続講演討論集会の企画
十年余の歴史を現在とのかかり、総括する作業として。
- 五、実行委員会形成
右のものを活動を行なうための「事務的」の性格の、実行委員会をつくる。

被告人用

起訴状

左記被告事件につき公訴を提起する。

昭和五七年八月三〇日

浦和地方検察庁

検察官 検事

今野 健

浦和地方裁判所 殿

昭和五七年検第 7,304 号

本籍 京都府京都市右京区花園内畑町一〇番地の四
住居 神奈川県川崎市多摩区東三田二丁目五番一四号第三石垣荘
職業 無職

勾留中

滝田修こと 竹

本 信 弘
昭和一五年二月二十四日生

公訴事実

被告人は、猪井良治、新井光史、島田昌紀と共謀の上、埼玉県和光市広沢一の二〇番地所在の陸上自衛隊朝霞駐とん地内に侵入し、包丁等の凶器を用いて警衛勤務中の陸上自衛官の反抗を抑圧し、同駐とん地内の弾薬庫等から銃器、弾薬を強取しようとして、昭和四六年八月二一日午後八時三〇分ころ、右新井及び島田において、陸上自衛官を装つて同駐とん地北側正門から同駐とん地司令近藤又一郎看守にかかる同駐とん地内に不法に侵入し、同日午後八時四五分ころ、同駐とん地七三四号隊舎東側路上において、おりから動哨警衛の職務に従事中の同駐とん地勤務陸上自衛官陸士長一場哲雄（当時二一年）に出会ふや、同人からその所持のライフル銃を強取すべく、同人に対し、右新井において、腹部を手拳で強打し、組みついて膝蹴りを加え、右島田において、所持の柳刃包丁で右胸部等を蹴回突き刺す等の暴行を加え、右一場の前

記職務の執行を妨害したものの前記ライフル銃を発見することができないまま逃走したため銃器等を強取する目的を遂げなかつたが、前記暴行により、同人をして間もなく同所付近において、右胸部刺創に基づく胸腔内出血等により死亡するに至らしめたものである。

罪名及び罰条

強盗致死、建造物侵入、公務執行妨害

刑法第二四〇条後段、第一三〇条前段、第九五
条第一項、第六〇条

右 藤本 昭
和 五 七 年 八 月 三 日
浦 和 地 方 検 察 庁
検 察 官 印

桐澤 幸 雄

12/11集会へのアピール

クレラカ紙立ち (10-15)

黒川 芳正

日本をいつは俺たちが
やさんで育んだ保身器だぜ
日本をいつは俺たちが

きつく閉じ込められている賢のオリだぜ
日本をいつは保身器をたたくたぜ
俺たちは正義に任せていけろんだぜ
日本をいつは保身器のオリのオリだぜ

俺は殺してされる俺でニめんだぜ
俺はラララと壊しちゃえよ

さらいさらいぼりぼり壊しちゃえよ
日本をいつはぼりぼり壊しちゃえよ
俺たちのこのからだにまじろ

クノオラにニゴテいびり人だぜ
俺たちがいつも壊しちゃうぜ

オトシエの熱い熱いニヤロー
全身を壊しちゃうぜ

オトシエの熱い熱いニヤロー
オトシエの熱い熱いニヤロー

オトシエの熱い熱いニヤロー
オトシエの熱い熱いニヤロー

No. 1982年12月4日

12/11集会アピール (東拘) 片岡利明

みなさんこんにちは。12月23日に開かれるという滝田修さんの第1回公判を、獄中のぼくたちも注目しています。滝田さんは10年以上の「地下生活」を闘いぬいてきました。その粘りつよさを獄中の闘いでも大いに發揮してくれることでしょう。

「赤衛軍」事件については、ぼく自身研究不足ではおきりした意見をのべられませんが、やはり、菊井良治という特異な人物の役割をどのようにとらえ、その虚構を粉砕していくのか、ということが最大の課題となるのではないのでしょうか。ぼくは、彼が未決の時代(1975年)に、東拘や地裁地下で何回か彼に出会っています。ぼくの方には彼を知らなかったのですが、彼の方はぼくを新聞などでよく知っていたらしく、非常に親しげに話しかけてきたり、握手を求めてきたりしました。75年当時は、まだ彼は権力に完全にほとりにまれているからではないのでしょうか。

まもなく出るであろう土曜公判の判決で、菊井証言に対する裁判所の評価は判るでしょう。これまでの流石で見るかぎり否定的な評価が下される可能性が大きいようです。しかし、たとえそうたとしても、滝田公判でも菊井証言が否定される保証はありません。反体制的・反権力的「事件」の裁判において、裁判所が検察官と全く変わらぬ政治的判断で判決を決めていくことは、ぼくたち東拘の裁判でも明白になっています。検察官が起訴した以上、裁判所は、絶対無実の証拠でもないかぎり、有罪判決を積極的に出そうとするでしょう。滝田さんは、その覚悟で裁判に臨まないとはいけません。この事件は、通常の文人罪事件よりも数段高度の「無実の証明」が要求されるだろうと思います。

滝田さんにとって、長い、苦しい闘いが続くと思います。滝田さんと獄外のみなさんが、心をひとつにして、苦しみと喜びを分かちあいつつ、この長い闘いを闘いぬかれ、勝利を獲得されるよう、ぼくは心から念願しています。

片岡

12/11集会へのアピールを要請した11月15日
突如体調を崩し(2月1日、1/6(日)午後、病室
へ11の身とつ2(月11日)

これで、P2を準備(2/11)のため
費之送子(2)からてまをとりおた、これ、
申し記取りせん。

12/11集会への勝利を成功を祈念(2
ノンとあまを。

2/11は、健康回復
敬具

1982.12.7 大道を 片岡